



藤沢市での をサポート しています

特定創業支援等事業のご案内

創業期にうれしい！ 5つのメリット

メリット

1 藤沢市中小企業融資制度 創業支援資金「キュンとするスタートアップ」の 貸付利率・信用保証料率の優遇

藤沢市内で継続的な事業活動を新たに開始するための運転資金・設備資金

(貸付利率)

1.8% ▶ 1.6%

(信用保証料率)

0.8% ▶ 0.7%

メリット

2 会社設立時の 登録免許税軽減

15万円 ▶ 7.5万円

(最低税額で株式会社を設立する場合)

※藤沢市内において、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が半額になります。

(株式会社または合同会社の場合、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減。)

※本市が交付する証明書をもって、ほかの市区町村で創業する場合または会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

メリット

3 創業関連保証の 利用開始月の前倒し

2ヶ月前 ▶ 6ヶ月前

※創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象となります。

※本市が交付する証明書をもって、ほかの市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

※別途、信用保証協会または金融機関による審査を受ける必要があります。

メリット

4 日本政策金融公庫の 各種融資制度／ 新規開業・スタートアップ支援資金

※【各種融資制度】

自己資金要件なく、創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者は、無担保・無保証人で各種融資制度を利用できます。

※【新規開業・スタートアップ支援資金】

貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用可。

※それぞれ、別途、日本政策金融公庫による審査を受ける必要があります。

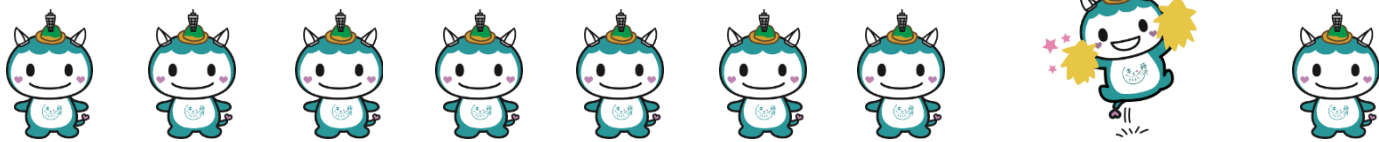
メリット

5 神奈川県制度融資の 創業支援融資(創業特例)

※神奈川県中小企業制度融資「創業支援融資」の創業特例を利用することができます。

※通常の創業支援融資に比べ、貸付利率が0.2%引き下げられます。また、保証料率も0.4%引き下げられます(保証料負担なし)。

※別途、信用保証協会または金融機関による審査を受ける必要があります。



藤沢市で行っている特定創業支援等事業

セミナー受講



【事業名】 独立Navi

【対象】 セミナー全日程受講者

【内容】

各分野の専門家を招き、1クール複数回(5回程度)の連続講座(全日程ワークショップ型実習)を実施します。

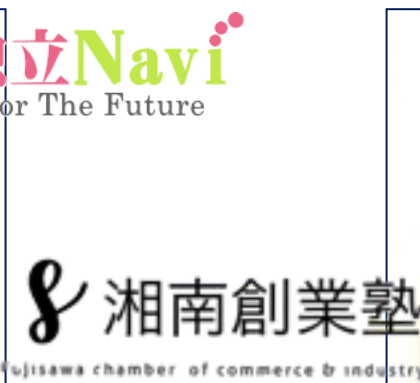
平日、休日の2コースを用意しています。

開催時期 6月～10月頃

【費用】 有料

【受付】 4月頃(予定)から(詳しくはお問い合わせください)

【創業支援等事業者】 藤沢商工会議所



【事業名】 湘南創業塾

【対象】 セミナー全日程受講者

【内容】

各分野の専門家を招き、1クール複数回(5回程度)の連続講座(全日程ワークショップ型実習)を実施します。

平日、休日の2コースを用意しています。

開催時期 2月～3月頃

【費用】 有料

【受付】 12月頃(予定)から(詳しくはお問い合わせください)

【創業支援等事業者】 藤沢商工会議所



インキュベーション施設入居



【事業名】

湘南藤沢インキュベーションセンター(S F I C)

【対象】 施設入居者

【内容】

入居者に対して、湘南産業振興財団のインキュベーションマネージャー(I M)が、ビジネス展開に必要なサポートを総合的に実施します。

【費用】 有料

【受付】 (空室があれば)随時

【創業支援等事業者】 (公財)湘南産業振興財団



【事業名】

慶應藤沢イノベーションビルレッジ(S F C - I V)

【対象】 施設入居者

【内容】

入居者に対して、中小企業基盤整備機構、慶應義塾大学、藤沢市(湘南産業振興財団)から派遣されたインキュベーションマネージャー(I M)が、ビジネス展開に必要なサポートを総合的に実施します。

【費用】 有料

【受付】 (空室があれば)随時

【創業支援等事業者】 慶應藤沢イノベーションビルレッジ

藤沢市で行っている特定創業支援等事業

ビジネスコンテスト出場※



【事業名】 湘南ビジネスコンテスト

【対象】 最終プレゼンテーション出場者(ファイナリスト6組程度)

【内容】

独自の「成長支援システム」でビジネスプランのブラッシュアップを図るほか、審査員が応募者の事業を成長・成功に導くための方策を一緒に考える「地域応援型コンテスト」です。

7月～ 8月 専門家による申請書(事業計画)作成等の支援
8月～ 9月 書類審査(ファイナリストの決定)
9月～10月 専門家による個別指導、
プレゼンテーション技法習得講座等
11月 最終プレゼンテーション審査

【費用】 2,000円

【受付】 6月頃(予定)から(詳しくはお問い合わせください)

【創業支援等事業者】 (公財)湘南産業振興財団

※出場とは、書類審査合格後、当該事業で規定する各種指導・フォローアップ等を全て受けたうえで、最終プレゼンテーション審査に出場することを指します。

特定創業支援等事業の実施時期

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		独立Navi							湘南創業塾		
SFIC / SFC-IV											
		湘南ビジネスコンテスト									

メリットを受けることができる方

- ・ 創業を行おうとする方(事業を営んでいない個人)
- ・ 創業後5年未満の方(事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人)

※メリットの内容により一部条件が異なります。

メリットの受け方

- 1 特定創業支援等事業による支援を1ヶ月以上(※期間中4回以上)にわたって受ける。
- 2 特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明書の申請をする。
- 3 藤沢市から証明書を受け取る。
- 4 証明書を各種窓口へ提出して、各種支援制度(メリット)の手続きを行う。
(各種支援制度の概要は1ページに記載のとおりです。詳細については、各種窓口にお問い合わせください。)

証明書の申請方法

※証明書の発行を希望する場合は、事前に藤沢市または創業支援等事業者にご相談ください。
(「①申請書および同意書の提出」から「④証明書の発行」まで3週間程度を目安としてください。)



【このパンフレット・証明書発行に関する問い合わせ先】

藤沢市 経済部 産業労働課 (工業・新産業担当)
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 (本庁舎8階)
TEL (0466) 50-3530 FAX (0466) 50-8419
e-mail fj2-indus@city.fujisawa.lg.jp

【各創業支援等事業の問い合わせ先】

藤沢商工会議所
〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 (藤沢商工会館2階)
TEL (0466) 27-8888 FAX (0466) 27-8664

【公財】湘南産業振興財団

〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 (藤沢商工会館2階)
TEL (0466) 21-3811 FAX (0466) 24-4500

慶應藤沢イノベーションビレッジ (SFC-IV)

〒252-0816 藤沢市遠藤4489番地の105
TEL (0466) 49-3910 FAX (0466) 49-3911



藤沢市産業労働課 発行日2025年(令和7年)7月25日

